

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	1-9
処分の種類	漁場の標識等の設置命令			
根拠法令条例等・条項	漁業法第72条(長野県漁業調整規則第32条、第33条)			
処分の概要	漁業者、漁業協同組合、漁業協同組合連合会に対する漁場の標識又は漁具の標識の設置命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例がなく具体化するのが困難)			
基準の制定根拠	—			